

小規模保育事業所における対象年齢の拡大について

厚生労働省 子ども家庭局保育課

保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）（抄）

3歳以上児に提供する保育については集団での実施が基本。連携施設設定による集団保育の機会の確保だけでは不十分。

第2章 保育の内容

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(1) 基本的事項

ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

イ・ウ（略）

待機児童数の推移

本特例措置を創設した平成29年当時は待機児童問題が大変厳しい状況であったが、令和4年4月時点において待機児童数は着実に減少しており、当時とは待機児童を巡る状況は大きく変わっている。

(それぞれ4月1日時点)

対象	平成29年	令和4年
全体	26,081人	約1/9 2,944人
3歳以上の待機児童数 (全国)	2,967人	約1/8 368人

(注) 3歳児以上児の待機児童がいる自治体数 (平成29年→令和4年)

- (100人以上) 4→0
- (51人～99人) 4→0
- (10人～50人) 73→9
- (1人～9人) 182→90

定員充足率及び待機児童数の比較

本特例措置を活用している施設の定員充足率及び待機児童数はそれぞれ下記のとおり。

対象	3歳以上児の定員充足率 (利用児童数/定員) (※令和4年4月1日時点)	3歳以上児の待機児童数 (※令和4年4月1日時点)
全国	91.9%	368人
成田市	0% (0人/3人)	1人
堺市	94% (79人/84人)	0人
西宮市	36% (20人/56人)	0人

(※) 成田市全体：80.6%、堺市全体：92.8%、西宮市全体：98.9%

人口減少地域における保育に関する主な指摘

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

1-1（3）男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

（保育の受け皿整備の一層の加速）

○地域の実情に応じた保育の実施

- ・ 人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について （令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抄）

（9）都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

地域における保育所・保育士等に関する検討会について

現状及び開催の目的

- 待機児童数が着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめた。
 - 一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要。
- ⇒ **中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討（子ども家庭局長が参集）。**

検討事項

- (1) 地域における保育所等の役割に関すること
- (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
- (3) その他保育所や保育士等の在り方に関すること

開催実績

令和3年5月26日 第1回検討会開催。6月28日第2回検討会

※7月16日 社会的養育専門委員会へ検討状況を報告

以後、9月22日、10月11日、10月25日、11月4日に各論点について議論。

11月24日（第7回）に取りまとめ素案を提示

※11月30日 社会的養育専門委員会へ取りまとめ素案を報告

12月3日（第8回）で修正を座長一任 ⇒ **12月20日に取りまとめを公表**

※12月8日 子ども・子育て会議にて取りまとめ案を報告

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は**待機児童問題への対応が主軸**。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の**人口減少社会**において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

- **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提**としつつ、**個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担**の下で、**他の子育て支援機関等とも連携・協働**した上で、**多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。
- これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担**しながら、**他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し**、そのための**研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスポ・サポート目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等